## 意 見 陳 述

2020年8月21日

東京地方裁判所民事第1部合2係 御中

原告全日本建設運輸連帯労働組合 中央執行委員長 菊池 進

私は、全日本建設運輸連帯労働組合の代表者として、今回なぜ国家賠償請求訴訟を提起したのかについて、簡潔に申し上げます。

(1)

まず、私どもの労働組合の概要ですが、全日本建設運輸連帯労働組合 (以下、「全日建」といいます)は、1971年結成の産業別労働組合 です。全日建は、建設業、およびトラック運輸業の労働者を主に組織し ており、関東、東海、関西を中心に17都府県に7つの支部、250か 所ほどの職場分会をもっています。組合員数は2500人ほどです。

次に、この裁判の原告の一人である関西地区生コン支部(以下、関生支部)についてですが、関生支部は、全日建の中心的な構成組織です。 その先進的な運動は、全国の各支部のリード役を果たしてきました。

全日建は、陸・海・空の交通運輸関係の18の産業別労働組合、60 万人が結集する、全日本交通運輸産業労働組合協議会(交運労協)に加盟しており、全日建は、この交運労協の副議長組合を務めています。 また、全日建は、国際的労働組合との関係では、ITF、すなわち、世界147か国の陸・海・空、670の産業別労働組合、1970万人が結集する国際運輸労連に加盟して活動しています。同時に、BWI、すなわち世界130か国、328の建設関係の産業別労働組合、1200万人の国際建設林業労組連盟との間で、政策的な協力関係をもって活動しています。

(2)

次に、産業別労働組合という労働組合の形態とその意味について、若 干説明しておきたいと思います。

日本の労働組合は、そのほとんどが企業別の労働組合です。トヨタならトヨタ、日産なら日産の従業員、それも正社員だけで構成される、従業員組織です。

これに対し、私たち全日建は、産業別労働組合です。組合員が雇用されている企業がどこであるかには関係なく、また、正社員であるかどうかといった雇用形態には関係なく、建設業やトラック運輸業の労働者が、企業の枠をこえて結集する労働組合です。関生支部の場合は、生コン運転手が、どの企業に雇用されているかには関係なく、正社員の運転手もいれば、特定の企業との雇用関係をもたない日々雇用の運転手も、同じ組合員として参加する労働組合です。

したがって、関生支部の場合でいえば、それぞれの生コン会社や生コン運送会社と、企業ごとに団体交渉をして労働条件を決めるのではなく、 生コン業界の業者団体とのあいだで団体交渉をおこなって、業界全体に 適用される企業横断的な産業別労働条件を決定する方式をとってきました。これを「集団交渉」といいます。

集団交渉で協議される事項も、賃金、諸手当、一時金、福利厚生、労働時間、休日などといった経済的要求、すなわち、狭い意味での労働条件だけではありません。生コン業界としての産業別年金制度、業務上災害特別補償制度、各生コン工場の適正な人員数、輸送運賃の最低基準、さらには、輸送コストや労働コストの平準化、品質管理の徹底、適正な生コン価格収受のための方策といった、政策的課題に関する要求なども含まれています。

そして、集団交渉の結果、産業別労働協約が締結されるわけですが、この産業別労働協約の内容を、組合員が存在しない未組織企業にも守らせるよう働きかける組合活動も、産業別労働組合の重要な活動です。また、品質を度外視した生コンの安売りを防止する活動や、粗悪な欠陥生コンの流通によって消費者に被害を及ぼすのを未然に防ぐことなど、公正な取引環境を確保するための活動も実施してきました。

ちなみに、日本では、船乗りの労働組合である全日本海員組合や、港湾運送事業に従事する港湾労働者の全日本港湾労働組合なども、これと同じような産業別労働組合としての集団交渉や組合活動を行っています。

言うまでもなく、このような団体交渉や、要求実現のための団体行動 といった組合活動は、正当な労働組合活動として、憲法28条の労働基 本権保障の対象となるものです。 全日建は、東京都労働委員会から労働組合法上の正当な労働組合として認定され、労働組合資格証明書を得たうえで、法人として登記された労働組合です。関生支部も、大阪府労働委員会から労働組合法上の正当な労働組合として認定され、労働組合資格証明書を得たうえで、法人として登記された労働組合です。

なお、日本においては、労働組合として適法な組織であるかどうかを 審査し、判断を下す権限を与えられているのは、労働委員会だけです。

(3)

ところが、日本ではほとんどの労働組合が企業別労働組合だという現状があることから、警察や検察が、当組合のような産業別労働組合の前述の正当な組合活動を異端視して、あたかも組織犯罪集団の活動であるかのように誤ってとらえ、違法な捜査を繰り返してきました。

一連の刑事事件において、滋賀、京都、和歌山の各府県警で中心的役割を担ってきたのは組織犯罪対策課です。つまり、適法な労働組合で、正当な労働組合活動を行ってきた関生支部を、暴力団などの反社会的勢力と同視して、事件が作られてきました。

さらに、警察や検察が、不当に逮捕された組合員や家族に対して、関生支部からの脱退を働きかけるという違法行為も繰り返し、組合員や組合の憲法上保障されているはずの団結権を脅かしてきました。

たとえば、滋賀県警の捜査員は、不当逮捕された組合員に対して、「き

みたちは社会に出すぎている。だから削ったる」「雇用関係のない企業 や建設現場になぜ行くのか?それは許さない」などという暴言ともいう べき言葉を吐き、一連の事件捜査の目的が、関生支部の組合活動を規制 し、弱体化させることにあることを露わにしてきました。

また、大阪地検の検事は、不当逮捕された組合員が勾留されているさなか、家族の携帯電話に電話して、こう言いました。「あなたのご主人は組合活動だと言っているかもしれないが、本当は悪いことをしている。いまのうちに労働組合をやめるよう、あなたからもご主人に話してほしい」。つまり、検事が家族に労働組合脱退を働きかけるという、違法な行為を行ったのです。この検事は何人もの家族に同じような電話をかけています。

京都地検の検事の主張はこうです。関生支部は、団体交渉と称して企業に過剰な賃上げ要求を突きつけ、企業がこれに従わないとみるや、ストライキと称する威力業務妨害行為をくりかえして、カネを脅し取る行為を繰り返してきたなどとして、反社会的組織であるかのように非難しています。

和歌山県警の場合も、不当逮捕された組合員に対して、「きみたちは 労働組合法の解釈をまちがっている」などと説教をしています。

これらは、ほんの一例にすぎません。ここに表れているのは、労働組合として正当であるかどうかは警察や検察が判断する、警察や検察の「メガネに適わない」労働組合は、権力をもって規制するという、傲慢な思い上がりです。

(4)

各地方の裁判所は、団結権を侵害するこうした警察や検察の違法な捜査にブレーキをかけるどころか、無批判に追随してきました。

ご承知のとおり、裁判所は、不当逮捕された組合員の勾留決定を下す にあたって、その理由を説明する勾留理由開示公判を開きます。

今回の裁判に関連する刑事裁判の開示公判において、組合員の弁護団が、「裁判官は、労働組合法1条2項を承知しているのか? 労働組合法1条2項は、正当な組合活動は刑法35条を適用し、刑事罰の対象とはしないと定めているが、逮捕された組合員たちの活動は、正当な組合活動であるかどうかを判断して勾留決定を下したのか?」と質しました。

これに対し、大阪地方裁判所の裁判官は、「労働法は不勉強でして」 と、決まり悪そうに言い訳しただけで、質問に答えることができません でした。

大津地裁においても、京都地裁においても、弁護団が同じ質問を投げかけたところ、裁判官は、沈黙して答えなかったり、「答える必要がない」と居丈高に開き直ったのです。

(5)

このような警察や検察の、法を無視した捜査や、これに追随する裁判 所の現状について、日本労働法学会の歴代の代表理事ら労働法学者78 人が、昨年12月、抗議声明を発表しました。 「組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見過ごすことはできない」と題したこの声明は、一連の弾圧は、「労働組合運動を理由とする刑事事件としては、戦後最大規模」だとしたうえで、次のように指摘しています。

「本件で威力業務妨害と恐喝未遂の公訴事実とされているのは、1年以上前の日常的な組合活動です。運転手等の組合員が建設現場で法令の遵守を求める「コンプライアンス活動」も、産業別組合や職業別労働組合にみられる一般的な組合活動です。連帯労組は労働組合法上の労働組合として認められている適格組合ですから、何よりも労働組合の組合活動の正当性の有無の観点から関生支部の組合活動を判断して対応すべきものです。」

「現在の警察や検察は、組合活動としての正当性の有無を具体的に検証せず、連帯労組の活動を「軽微な違反に因縁をつける」反社会的集団による妨害行為と捉えて対応しているとしか思えません。・・・労働者の労働条件の改善を求める行為や法令無視による不公正な競争を防止しようとする組合活動が、当該組合活動の正当性を判断されることもなく、違法行為とされ刑事処罰されるならば、憲法28条の労働基本権保障も、労働組合法による組合活動保障も絵に描いた餅になってしまいます。」

「警察・検察当局の憲法を無視した恣意的な法執行に強く抗議するとともに、戦後積み上げられてきた組合活動保障を意図的に無視するものとして重大な懸念を表明するものです。・・・裁判官には、労組法上の適格組合に対して、「反社会的集団」との予断をもつことなく、組合活動の正

当性の有無を真摯に判断することを求めます。」

私は、裁判長に対して、この国家賠償請求訴訟においては、以上のような実情と経緯を掘り下げて検討し、警察や検察の誤った思い上がりを 正すという気概をもって、審理をすすめていただくことを期待します。